

# 進路のてびき

次回発行まで数年間、  
大切に使用してネ！  
学校のホームページにも  
載せてるよ☆



平成 31 年 2 月発行  
大阪府立佐野支援学校  
進路職業部

はじめに

保護者のみなさまにとって、お子様の卒業後の進路は、最大の関心事であることでしょう。しかし、それらを考えるにあたっては、関係する機関も増え、難しい用語も多いため、「誰に 何を聞けばよいかわからない」とお思いの方も多いでしょう。この冊子では、必要な情報を保護者にわかりやすくお伝えすることを目的に、佐野支援学校での進路に関する取り組みや地域で利用できる障がい福祉サービスなどをまとめました。是非、ご活用ください。

児童生徒本人たちは、佐野支援学校での 3 年間、6 年間、12 年間の中で必ず成長していきます。家庭と学校が協力しながら、本人の自立の可能性をできるだけ伸ばしてまいります。

長年の現場実習の取り組みにより、地域社会の方々の理解も確実に深まってきました。本校教員が三十数年前に実習先開拓に出向いた時には、なかなか話も聞いてくれなかったと聞きますが、近年では温かい理解を示す企業も増え、求人依頼につながっています。地域の作業所につきましても本校卒業生の保護者が自ら始めたものが、今では数も増え、規模も大きくなり、選択の幅が広がっています。

卒業後、希望する進路に進めるよう、佐野支援学校では高等部 1 年の段階から現場実習があり、学校生活とは異なる環境で働く(日中を過ごす)体験を積んでいきます。実習説明会や懇談会などの来校や、進路先見学会等への参加、実習中の送迎等、ご家族の協力が不可欠です。子どもたちの進路実現に向けて、一緒に考え、一緒に支援していきましょう。

平成 25 年より、「障害者自立支援法」に変わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が施行されました。また平成 28 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が 4 月に施行されました。いろいろと制度が変わっていますので、学校でも情報の収集や伝達を工夫してまいります。小学部・中学部の児童生徒のみなさんも活用できるよう、地域の相談機関も冊子の中で紹介していますので、どうぞお読みくださいますようお願いいたします。

<b>1</b>	<b>佐野支援学校の進路指導について</b>	
(1)	進路指導スケジュール( 高等部 )	3
(2)	進路が決定するまでの流れについて	4
(3)	高等部での現場実習について	5
(4)	コースの紹介(高等部2年～)	6
(5)	進路指導に関わる懇談会の紹介 (進路懇談会、福祉懇談会、職安懇談会等)	7
(6)	障がい福祉サービス事業所見学会(=作業所見学会)の紹介	8
(7)	子育て学習会の紹介	8
(8)	PTA進路先見学会の紹介	8
(9)	進路相談に関する相談機関の紹介	8
		8
<b>2</b>	<b>就労支援サービスの紹介</b>	
(1)	就労支援について相談できる機関の紹介 (ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター)	9
(2)	障害者職業能力開発校について	10
<b>3</b>	<b>福祉サービスの紹介</b>	
(1)	療育手帳の申請や更新はどのようにするのでしょうか?	11
(2)	障がい者総合支援制度によるサービス体系の紹介	12
(3)	障がい福祉サービス利用までの流れ	13
(4)	障がい支援区分の認定と支給決定の仕組み	14
(5)	主なサービスの概要	15
(6)	サービス利用の Q&A	16
(7)	日常生活のことで相談できる場所は?	17
(8)	障害基礎年金はどのように申請するのでしょうか?	18
<b>4</b>	<b>高等部卒業後の支援について(アフターケアの取り組み)</b>	
(1)	進路先への移行支援について	19
(2)	卒業生の支援について	20
(3)	校友会について	20

# 1 佐野支援学校の進路指導について

## (1)進路指導スケジュール( 高等部 )

	全 校	高 1	高 2	高 3
4月	子育て学習会①			進路懇談会(生徒・保護者)〈個別〉
5月		進路説明会		第1回福祉懇談会(生徒・保護者・福祉担当者等)〈全体・地域別〉
6月	子育て学習会②		現場実習説明会	現場実習説明会 現場実習
7月		プレ実習(校内) 2日間	現場実習	職安懇談会(生徒・保護者・職安職員) 〈企業就労希望者 個別〉
8月	夏休み中の3日間 中3～高2障がい福祉サービス事業所見学会 (生徒・保護者)			求職申込書提出 (泉佐野公共職業安定所へ)
9月	子育て学習会③	現場実習説明会	現場実習説明会	現場実習説明会
10月		現場実習	現場実習	現場実習 第2回福祉懇談会(生徒・保護者・福祉担当者)〈個別〉
11月		実習感想文 (保護者) 進路希望調査 (生徒・保護者)	進路希望調査 (生徒・保護者)	
12月	PTA 進路先 見学会			<small>しよくあん、しゅうぼつがくしゅうかい</small> 職安、就・学習会(生徒・職安職員・ 障害者就業・生活支援センター職員) 履歴書作成
1月				
2月	子育て学習会④			
3月				高等部卒業式

大阪府障がい者自立相談支援センターの進路相談

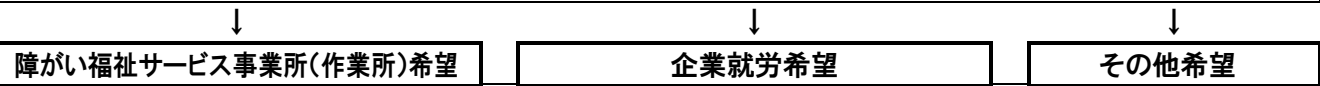
## (2)進路が決定するまでの流れについて

### ☆高等部1・2年生

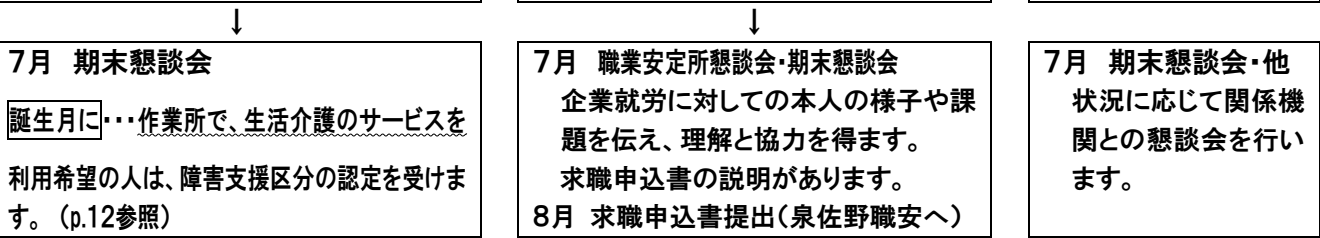
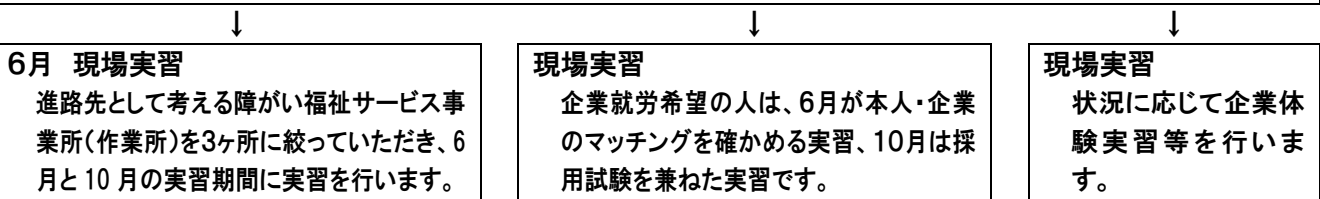
学校生活や家庭生活の全てを通して、社会で暮らすための生活力を育てていくことが大切です。学校で主催する子育て学習会や進路先見学会、説明会等に参加して、保護者のみなさんも高等部卒業後や進路についての理解を深めておくことが大切です。(進路指導スケジュール p.3 を参照してください。)

### ☆高等部3年生 〈進路決定までの流れ〉

4月 進路懇談会 卒業後の日中活動の場 [障がい福祉サービス事業所(=作業所)、企業、その他(大阪障害者職業能力開発校等)]の方向性を決定します。

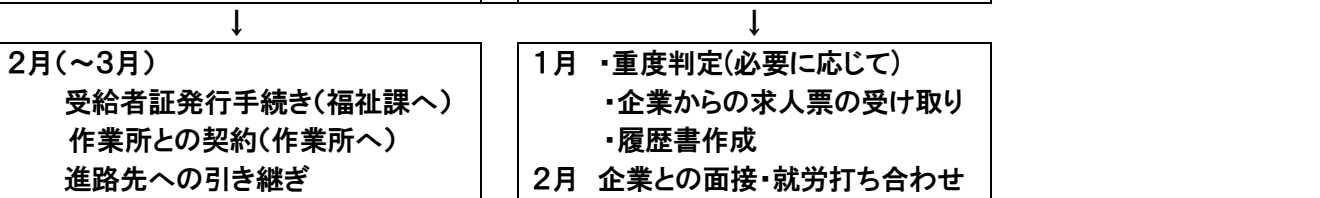
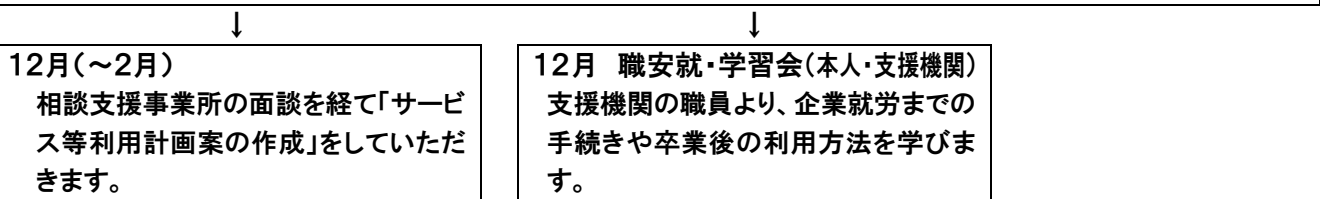


5月 第1回福祉懇談会  
地域の福祉担当者から卒業後の作業所やグループホーム等の障がい福祉サービス利用についての説明を受けます。18歳から療育手帳の更新等で利用することになる「障がい者自立相談支援センター」からの話があります。



10月 現場実習

10月 第2回福祉懇談会  
\*障がい福祉サービス利用希望の人は実習の結果を持って、希望する事業所の順位を伝えます。福祉懇談後、学校(進路担当)から事業所に希望者の利用希望を伝えます。  
\*企業就労の人は実習の結果をふまえ、今後の進路について理解を得ます。



進路先決定      3月 卒業式

\*必要に応じて個別に相談、懇談を行います。

### (3) 高等部での現場実習について

#### 〈現場実習のねらい〉

現場実習は、学校教育と実社会との総合的なやりとりの中で、社会的経験をより豊かにし、卒業後の社会生活へ円滑に適応していくための基本的な力を習得させることをねらいとしています。

- ・実習先の雰囲気を経験し、働くことに対する意欲と自信を高めます。
- ・実習先での規則を守り、社会生活に必要な態度・習慣を身につけます。
- ・実習先に対して、生徒の特性・能力を十分に理解してもらいます。
- ・生徒の適性や課題の発見の場として活かします。
- ・本人の生き方について、家族の理解と協力が得られる機会とします。



#### 〈現場実習の形態〉

学年	実施回数	実施月	実習目標
高等部1年 [体験実習]	1週間を1回 (土日を除く)	10月	働くということを体験する。
高等部2年 [体験実習]	1週間を2回 (10月は1週間か2週間を選択)	7月・10月	働く意欲を育てる。
高等部3年 [採用にむけての実習]	2週間を2回＋随時 * 作業所は進路先として考えられる候補を3カ所に絞って実習。	6月・10月	卒業後の進路を決定していく。

#### ☆実習の形態について

高等部1・2年生では、企業実習に取り組み就労体験を重ねていきます。個々の生徒の様子と課題に応じて「生徒単独での実習」「生徒同士ペアの実習」「教員付添での実習」に分かれて取り組んでいます。

教員付添での企業実習には、作業所の模擬体験という意味合いも含まれています。

#### 〈現場実習の経過〉



\* 高等部1年生の保護者の方には、現場実習後の感想文へのご協力をお願いしています。

#### (4)コースの紹介(高等部 2 年～)

はじめに

大阪府立の知的障がい支援学校において、「大阪の教育力向上プラン」に示されている通り、障がいのある生徒の就労支援の一環として、平成25年までに職業コースの設置が進められてきました。

佐野支援学校では平成23年度より、職業コースが設置されています。

### I 類(通常コース)と II 類(職業コース)の概要


コースに分かれる時期	高等部1年生は生徒の実態把握の期間とし、高等部2年生から I 類(通常コース) II 類(職業コース)に分かれます。	
HR の形態	コース別ではなく、混合クラスとしています。	
コースの重点目標	<p>I 類</p> <p>社会参加をめざして基礎的な生活力と豊かな社会性を養い、働く力を育てます。</p>	<p>II 類</p> <p>就労を通じた社会参加と自立をめざします。</p>
コースの特徴授業	<p>平成26年度から社会生活の授業を高2、高3 全員が履修となりました。コースによって時間数が変わります。</p> <p>社会生活:卒業後の充実した社会生活へ円滑に適応していくため、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる知識・技能・態度を養成する授業です。</p>	
	<p>I 類</p> <p>社会生活:基本 <b>2 時間/週</b> (ふれあいタイム週は 0 時間)</p>	<p>II 類</p> <p>社会生活:基本 <b>4 時間/週</b> (ふれあいタイム週は 2 時間/週)</p>
コース決定	<p>高等部1年生は生徒の実態把握の期間とし、高等部2年生から I 類(通常コース) II 類(職業コース)に分かれます。</p> <p>本人・保護者のニーズを確認、相談しながら総合的に判断、決定していきます。不明な点は、担任、進路担当へご質問、ご相談ください。</p> <p>II 類(職業コース)のみが就労を通じた自立をめざすのではなく、コースによって進路先が限定されないよう、柔軟に取り組んでいます。</p>	

(5)進路指導に関わる懇談会の紹介(進路懇談会、福祉懇談会、職安懇談会等)

〈本人保護者の進路懇談〉

学年	進路懇談の種類、時期
高等部1年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学後の家庭訪問(4月)</li> <li>・進路説明会(5月)</li> <li>・現場実習説明会(9月)</li> <li>・進路希望調査(11月)</li> </ul>
高等部2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場実習説明会(6月、9月)</li> <li>・進路希望調査(11月)</li> </ul>
高等部3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進路懇談会(4月)</li> <li>・障がい者自立相談支援センターの進路相談の紹介(5月)</li> <li>・福祉懇談会(5月、10月)</li> <li>・職安懇談会(7月)</li> <li>・職安、就<sup>しゅうぼつ</sup>・学習会(12月)</li> <li>・現場実習説明会(6月、9月 + 随時)</li> <li>・その他ケースに応じて相談</li> </ul>

〈懇談会の説明〉

<p>げん ばじっしゅうせつめいかい 現場実習説明会</p>	<p>現場実習先の説明、通勤経路、実習先での注意事項、現場実習での本人の課題等について確認します。</p> <p style="text-align: right;">(高等部各学年 現場実習前)</p>
<p>しん ろせつめいかい 進路説明会</p>	<p> 佐野支援学校の高等部3年間の進路学習の流れや現場実習について説明します。2年生からのコース(I類、II類)について説明します。</p> <p style="text-align: right;">(高等部1年 5月)</p>
<p>しん ろこんだんかい 進路懇談会</p>	<p>卒業後の進路について、三者(生徒、保護者、本校職員)で企業就労や障がい福祉サービス利用希望などを聞き、卒業までの取り組みについて話し合います。</p> <p style="text-align: right;">(高等部3年 4月)</p>
<p>ふくしこんだんかい 福祉懇談会</p>	<p>卒業後の進路について、四者(生徒、保護者、本校職員、居住地市町の障害福祉担当課職員)で企業就労後の支援や障がい福祉サービス利用の希望、グループホーム等利用の説明や希望の聞きとりを行います。福祉事業所利用状況の説明をふまえて、卒業後の進路について話し合い、理解と協力を得ます。</p> <p style="text-align: right;">(第1回=高等部3年 5月、第2回=10月)</p>
<p>しよくあんこんだんかい 職安懇談会</p>	<p>=泉佐野公共職業安定所との懇談会</p> <p>卒業後の進路について、四者(生徒、保護者、本校職員、泉佐野公共職業安定所職員)で企業就労に対しての本人の様子や課題等について話し合い、卒業後の進路についての理解と協力をえます。</p> <p style="text-align: right;">(高等部3年 7月)</p>
<p>しよくあん しゅうぼつがくしゅうかい 職安、就・学習会</p>	<p>社会生活の授業の中で生徒向けの学習会を行います。四者(生徒、本校職員、泉佐野公共職業安定所職員、障害者就業・生活支援センター職員)で企業就労までの手続きや企業就労後の支援について学習します。</p> <p style="text-align: right;">(高等部3年 12月)</p>



## (6)障がい福祉サービス事業所見学会の紹介(=作業所見学会)

中学部3年生および高等部1・2年生の生徒、保護者を対象とした作業所見学会を毎年8月に設定しています。

見学地域の事業所	見学申込方法	申込時期
自由に見学できるよう3日間設定しています。最大6ヶ所見学できます。	学校一括申込	5月下旬頃、学校から案内プリントを保護者に配付します。

\*新しく開所した作業所もありますので、学校からの情報提供を有効に活用してください。

## (7)子育て学習会の紹介

子育て学習会は、子どもの自立に向けて保護者が学び話し、理解を深めあう場です。講演や座談会の内容も充実しており、とても参考になる場であると思います。



時期	子育て学習会の内容
4月	「前年度卒業生の進路状況」紹介と「障がい福祉サービスの利用と現状」説明
6月	保護者のニーズに合わせてテーマを決定します。
10月	保護者のニーズに合わせてテーマを決定します。
2月	「卒業を間近に迎えて、今までの子育てを振り返る」 講師：高等部3年保護者

## (8)PTA進路先見学会の紹介

毎年12月中旬に、PTA主催の進路見学会を実施しています。企業、障がい福祉サービス事業所(作業所)等、様々なところで活躍している卒業生の様子を見学し、将来の目標を見据えて「今、我が子にはどのような支援が必要なのか」を考えていく場です。

## (9)進路相談に関する相談機関の紹介

▼学校の他に、高等部卒業後の進路のことで相談できる場所は？

名称	住所	電話番号
大阪府障がい者自立相談支援センター 知的障がい者支援課	大阪市住吉区大領3-2-36 障がい者医療・リハビリテーションセンター内	06-6692-5263

居住地市町の障害福祉担当課 一覧表参照(P17)



## 2 就労支援サービスの紹介

### (1) 就労支援について相談できる機関の紹介

名称	住所	電話番号
泉佐野公共職業安定所 (ハローワーク泉佐野)	泉佐野市上町 2-1-20	072-463-0565
岸和田公共職業安定所 (ハローワーク岸和田)	岸和田市作才町 1264	072-431-5541
<b>概要</b>		
<p>求職者には就職(転職)についての相談・指導、適性や希望にあった職場への職業紹介、雇用保険の受給手続きを、雇用主には雇用保険、雇用に関する国の助成金、補助金の申請窓口業務や求人の受理などのサービスを提供するところです。また、障がい者の就職を促進するための職場適応訓練制度など各種の施策も行っています。</p> <p><b>本校の管轄は「ハローワーク泉佐野」となります。卒業後は居住地にあるハローワークが管轄となります。</b></p>		
<b>主な業務内容</b>		
<p>○障害者求人の紹介</p> <p>○職場適応訓練等職業訓練の斡旋 就職困難な者を雇い入れるに当たり、実際の作業環境でその作業になれるための適応訓練を行い、雇用促進を図ります。</p> <p>○トライアル雇用の斡旋 障害者雇用経験の少ない事業主に対し、障害者を最長3ヶ月間トライアル雇用として雇い入れることにより、障害者の就業についての理解を深め、雇用の場の拡大を図るとともに、トライアル後の本人の正規雇用を目的とする事業です。</p> <p>○特定求職者雇用開発助成 障害者、高齢者等就職が困難な求職者を安定所等の紹介により雇い入れる事業主に対し、最長2年、賃金の一部を助成することにより、障害者等の雇用を促進する制度です。</p>		

名称	住所	電話番号
大阪障害者職業センター	大阪府中央区太郎町 2-4-11 クラボウアネックスビル 4階	06-6261-7005
大阪障害者職業センター 南大阪支所	堺市北区長曾根町 130-23 堺商工会議所会館 5階	072-258-7137
<b>概要</b>		
<p>ハローワークをはじめとする関係機関と密接に連携し、障がい者の就職の相談、支援、事業主に対する障害者雇用の相談・支援を行う専門機関です。</p>		
<b>主な業務内容</b>		
<p>○職業評価 就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む個人の状況に応じた支援計画(職業リハビリテーション計画)を策定するものです。</p> <p>○ジョブコーチ支援 職場適応援助者(ジョブコーチ)が直接職場に出向いて、障がい者および事業主双方に職場適応に向けた具体的な支援を行います。</p> <p>○知的障害者判定・重度知的障害者判定 障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度などの雇用対策上の「知的障害者」「重度知的障害者」に関する判定を行います。</p>		

名称	住所	電話番号
泉州中 障害者就業・生活支援センター	貝塚市堤 371-1 タケモトビル 4F-A 室	072-422-3322
泉州南 障害者就業・生活支援センター	泉佐野市下瓦屋 222-1 北部市民センター内	072-463-7867
<b>概要</b>		
障がい者の仕事や暮らしの困りごと、企業における障害者雇用に関する相談などをうけるところです。府が指定した社会福祉法人等が、国の委託を受けて運営しています。		
<b>主な業務内容</b>		
<p>○就職に関する相談・助言 就職に向けた基礎訓練・職業準備訓練等の紹介をします。 トライアル雇用などの支援事業の活用をします。</p> <p>○職場開拓(ハローワークと協力し、その人にあった職場を探します。)</p> <p>○就職活動支援(ハローワーク同行、面接同行が可能です。)</p> <p>○定着支援(会社と本人との調整、ジョブコーチ支援の派遣により定着を支援します。)</p> <p>○日常生活、地域生活に関する相談、助言 生活習慣形成のための支援機関、場所の紹介や調整 住居、金銭管理、年金など生活統計に関する助言 余暇活動の提供</p> <p>○関係機関との連絡調整</p>		

#### 用語の説明

##### \*ジョブコーチとは

障がい者の雇用促進をめざしたサービスの中に、援助付き雇用というサービスがあります。援助付きというのがジョブコーチのこと。障がい者が雇用された企業で職場に定着するまでを支援してくれます。本人の様子に応じて、徐々に支援を減らし、本人が独り立ちしていけるように支援してくれます。利用は、高等部卒業後からです。

##### \*重度判定とは

企業が障がい者を雇用するときに活用できる制度として各種助成金制度があります。また、障がい者雇用について法律で定められた雇用定数が有り、それを達成していく方法として、重度の方の雇用について1人採用で2人と数えるダブルカウントがあります。企業が障がい者を雇用するにあたり、本人が職業的に重度であるかどうかを判定するものです。

療育手帳 A の人……………「重度」

療育手帳 B1 あるいは B2 の人……………判定を受けて「重度」「重度以外」となる

## (2)障害者職業能力開発校について

職業に必要な知識や態度を身につけ、職業的自立をめざす障がい者のために、各種の職業訓練を行っています。期間は1年間または6ヶ月間です。職業訓練の詳細については、大阪府のホームページでも紹介しています。

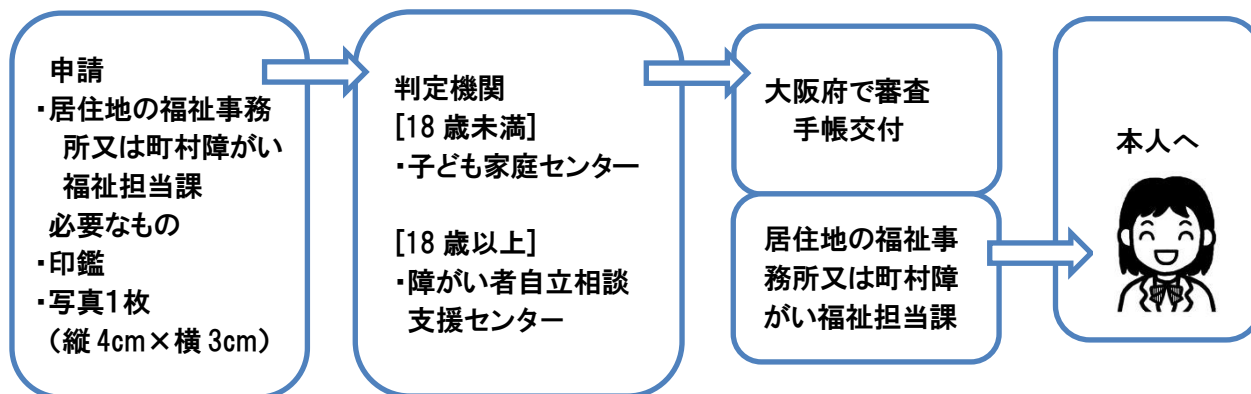
### 3 障がい福祉サービスの紹介

#### (1)療育手帳の申請や更新はどのようにするのでしょうか？

##### 〈療育手帳の交付〉

対象者	子ども家庭センター(18歳未満)または障がい者自立相談支援センター(18歳以上)で知的障がいと判定された人
内容	知的障がいと判定された方に交付されます。手帳には、障がいの程度によってA(重度)、B1(中度)、B2(軽度)の区分があります。手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。
申請 手続	居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課で相談し、申請に必要な交付申請書を受け取り、必要事項を記入の上、写真を添えて手続きしてください。
再判定	療育手帳交付の際に、次回の判定時期が指定されますので、その時期までに再判定を受ける必要があります。(更新申請)
居住地・ 氏名変更	転居された場合、新しい居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に「療育手帳記載事項変更届出書」を提出してください。氏名を変更された場合も、上記「届出書」を居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に提出してください。
再交付	紛失又は破損したときは、写真を添えて居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に再交付の申請をしてください。
返還	手帳の交付を受けた人が死亡された場合、または対象事項に該当しなくなった場合には、手帳を知事に返還しなければなりません。その際には、「療育手帳返還届出書」を提出してください。
その他	手帳は、他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

H30 大阪府 福祉のてびきより

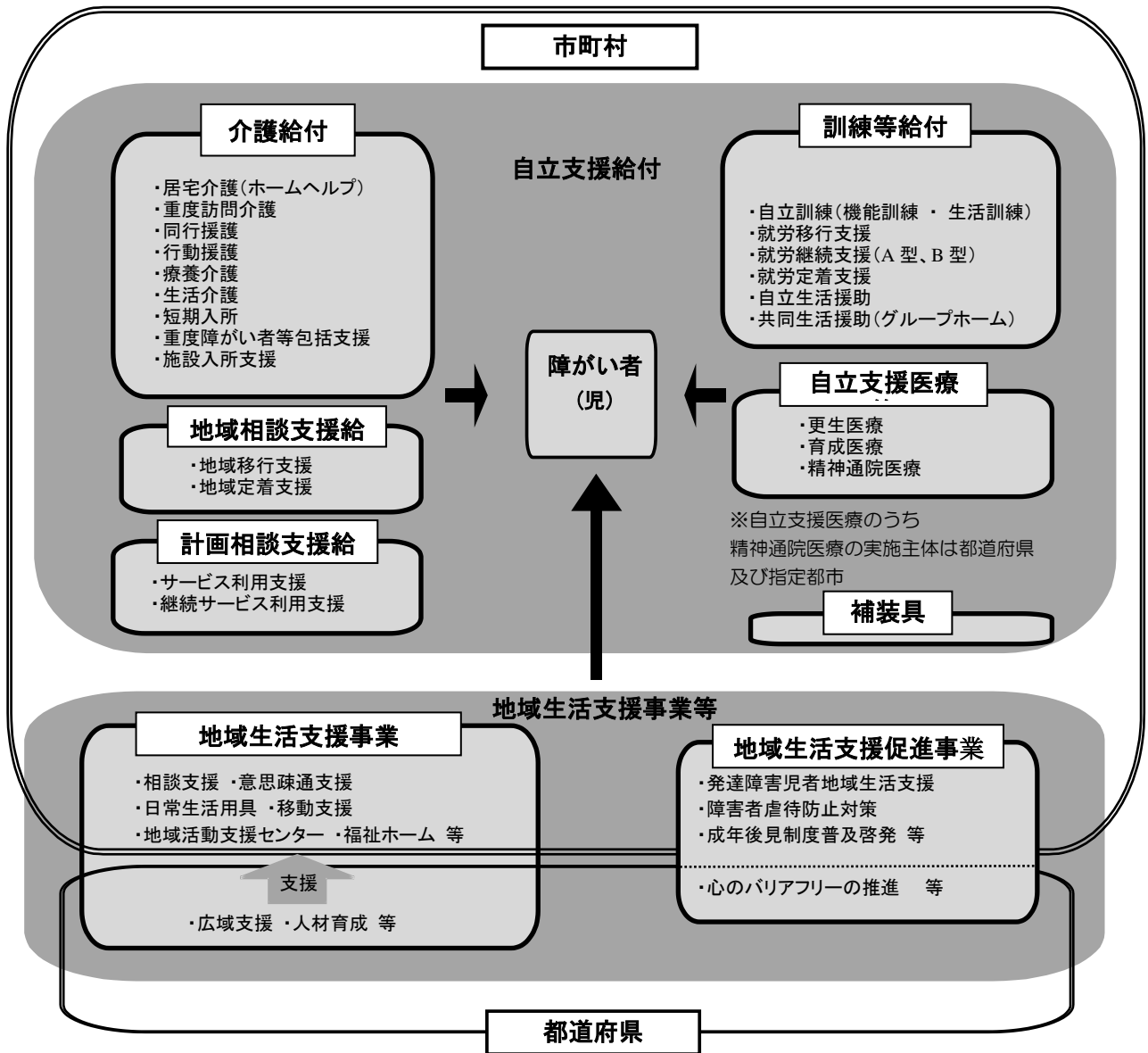


療育手帳の提示によって下記のサービスを受けることができます。

対象者や金額の詳細は居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課へお尋ねください。

- ・障がい基礎年金
- ・特別障がい者手当
- ・生活福祉資金貸付
- ・税の減免
- ・携帯電話料金の割引
- ・重度障がい者在宅生活応援制度
- ・NHK 放送受信料の減免(重度の知的障がい者のいる市町村民税非課税世帯)
- ・特別障がい給付金
- ・障がい児福祉手当
- ・各種公共施設の入場料割引
- ・公共住宅(福祉住宅)への入居
- ・NTTの無料番号案内(ふれあい案内)
- ・障がい者扶養共済制度
- ・特別児童扶養手当
- ・交通運賃の割引等

(2)障がい者総合支援制度によるサービス体系の紹介

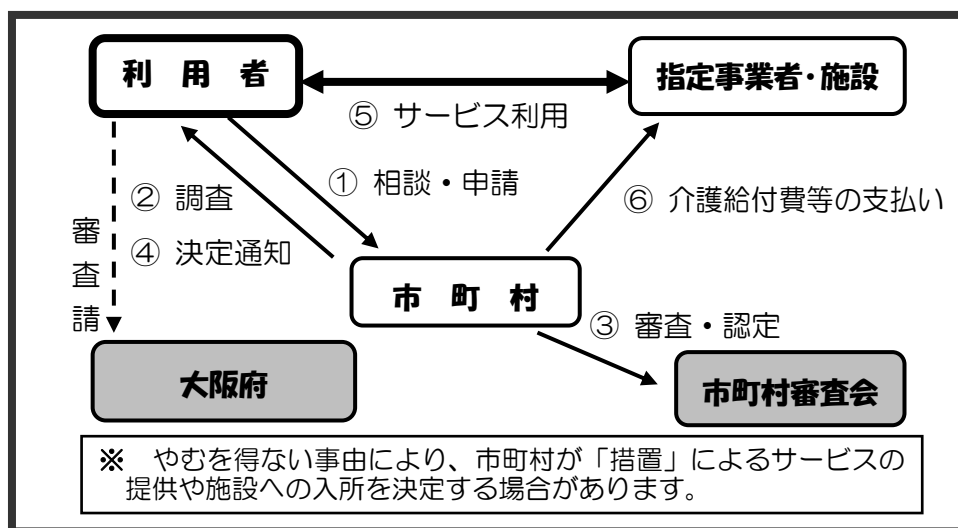
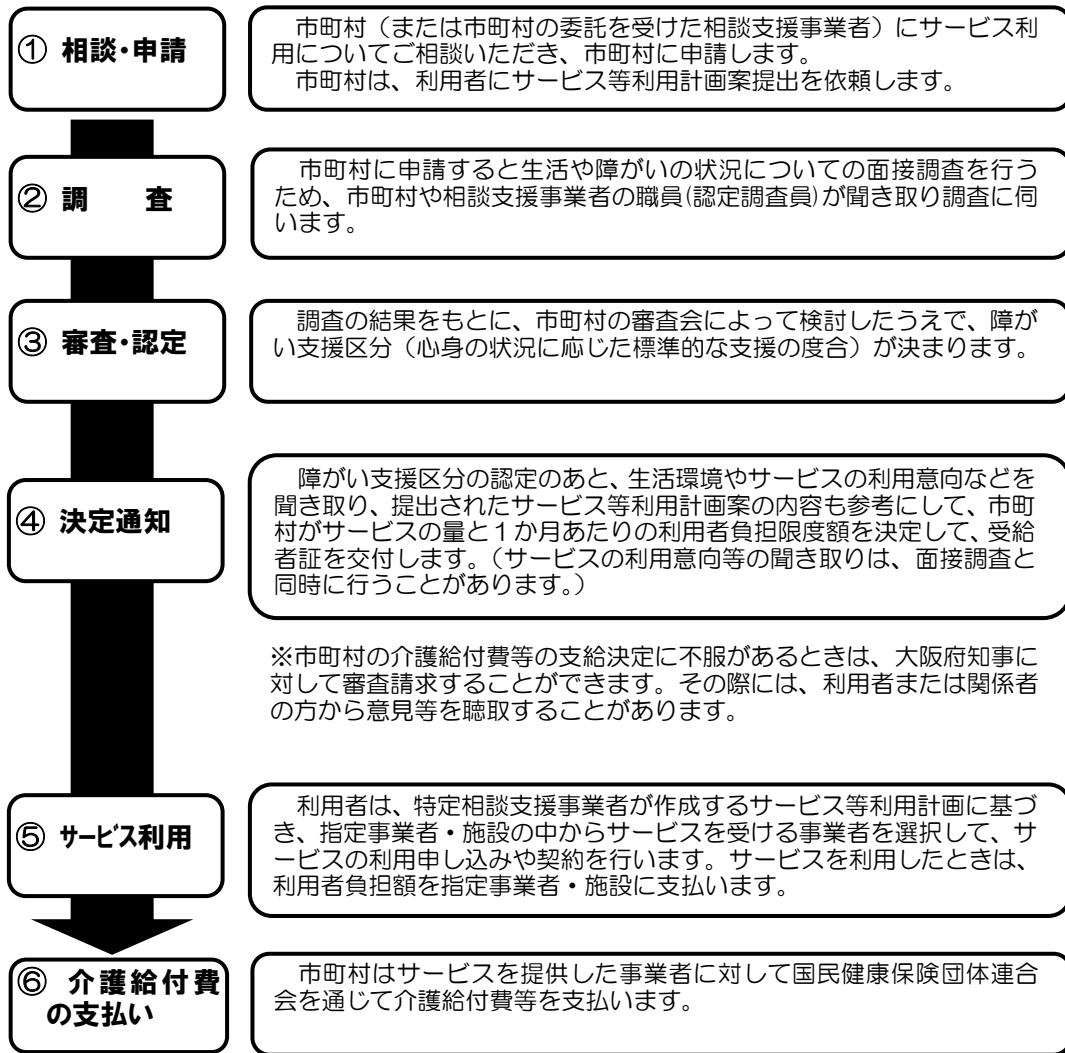


※自立支援医療のうち精神通院医療の実施主体は都道府県等  
H30 大阪府 福祉のてびきより

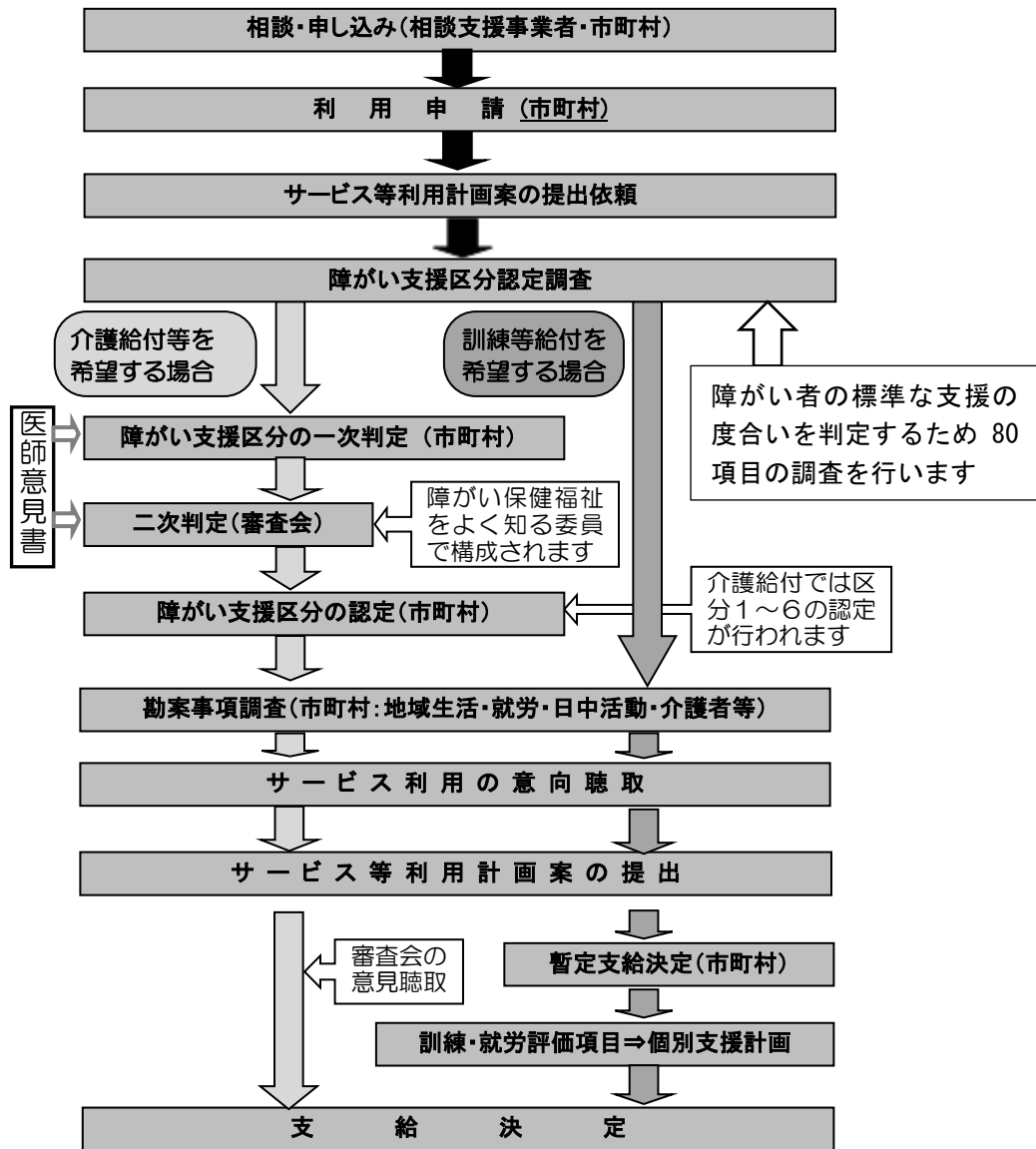
☆平成 25 年 4 月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)が施行されました。

☆これらのサービスを利用するためには、市町村へ申請手続きを行い、障害支援区分の認定(介護給付のみ)、支給決定を受けた上で、指定事業者・施設との契約や指定医療機関での受診を行って頂くこととなります。

### (3)障がい福祉サービス利用までの流れ



(4)障がい支援区分の認定と支給決定の仕組み



H30 大阪府 福祉のてびきより

## (5)主なサービスの概要

### 自立支援給付関係

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事の介護など 居宅での生活全般にわたる援助の提供
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方または、知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対する居宅での入浴、排せつ、食事介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な支援を提供
	同行援護	視覚障がいによって移動に著しい困難がある方に対して、外出の際に、必要な情報の提供や移動の援護、その他必要な援助を提供
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難がある方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動中の介護その他必要な援助の提供
	療養介護	医療が必要な方に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助の提供
	生活介護	障がい者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会等を提供
	短期入所 (ショートステイ)	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を提供
	重度障がい者 等包括支援	常に介護が必要な方に対して、居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供
	施設入所支援	施設に入所する方に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援の提供
訓練給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上・維持のために必要な訓練、支援の提供
	就労移行支援	就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の提供
	就労継続支援 (A型・B型)	企業等に就職することが困難な方等に対して、就労、生産活動などの機会の提供、知識や能力向上のために必要な訓練を提供
	共同生活支援 (グループホーム)	地域における共同生活住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を提供
地域相談支援給付 地域移行支援	施設等に入所している方に対して、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を提供	
地域定着支援	居宅において単身等で生活する方に対して、常時の連絡体制を確保、緊急の事態等における相談その他必要な支援を提供	
計画相談支援給付 計画相談支援 (サービス利用支援、継続サービス利用支援)	障がい福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成する。支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行う	



ホームヘルプサービス  
ホームヘルパーが家に来て、掃除や洗濯、食事の用意などを手伝ってくれます。例えば、調理を通してクッキー作りをするなど、生活支援のために活用するだけでなく、余暇活動に広げてみるのもおもしろい活用の方法ではないでしょうか。

ショートステイ  
家庭の急な都合で、家では独りでいられない場合、施設を利用することができるサービスです。本人の生活習慣の形成に利用したり、自立に向けた取り組みのワンステップとして利用したり、あるいは、親子関係再構築の一つの手段としても利用することができます。



グループホーム  
世話人の助けを受けながら、少人数の仲間と一緒に暮らす家です。利用者は、日中仕事に行ったり、障がい福祉サービス事業所に通ったりしています。



ガイドヘルプサービス  
用事があって一人で外出したいときに手伝ってくれます。買い物に行ったり、映画を見たりと多様な活用ができます。



放課後等デイサービス  
就学中の障がい児に、放課後や夏休みなどに、生活能力の向上のために必要な訓練などが受けられます。



(6)サービス利用の Q&A …よくある質問にお答えします。

Q1 福祉サービス申請の窓口はどこですか？

A1 サービスの申請は、市町村の障害福祉担当窓口で行います。



Q2 福祉サービスを利用する場合、まず何をしたらよいでしょうか？

A2 福祉サービスを利用する場合は、必ず申請手続きが必要です。居住地にある相談支援事業所で、「サービス等利用計画(案)」を作成してもらい、居住地の市役所・町役場の障害福祉担当課に行きます。「どんなサービスを提供してほしいか」を「サービス等利用計画(案)」に基づいて申し出て、福祉サービスの申請をしてください。

Q3 受給者証は、どのように発行されるのですか？

A3 ①相談・申し込みにいきます。サービス等利用計画を持参します。

②利用申請

利用するサービスによっても違いますが、サービスを利用するにあたって、利用者の障害支援区分を決めるために、チェックリストを使って、どれだけの支援が必要なのかなどの聞き取り調査があります。



③事業所との契約

受給者証を受け取ったあと、その受給者証を提示して、直接事業所と利用契約を結び、サービスを受けます。サービス利用については、決められたサービス利用負担額を事業所に支払います。

Q4 同時に2つ以上のサービスを受給申請できるのですか？

A4 障害者総合支援法では、必要とするサービスひとつひとつについて、受給申請をしますので、2つ以上のサービスを同時に申請することができます。

Aくんの夏休みのある1週間

	午前	午後
8月1日(月)		ホームヘルプでおやつ作り 
8月2日(火)	A施設で放課後等デイサービス	
8月3日(水)		家族と一緒に買い物
8月4日(木)	B施設でのショートステイ	
8月5日(金)	↓	
8月6日(土)	C事業所のガイドヘルパーと映画 	
8月7日(日)	地域のサマースクール(プール)	

☆本人の様子に応じて、サービスを組み合わせることができます。

(7)日常生活のことで相談できる場所は？



☆日常生活に関わる福祉サービスの活用の相談や申請手続き、よろず相談等

〈市町福祉機関〉

相談機関名	住所	電話番号
岸和田市役所 障害者支援課 サービス担当	岸和田市岸城町7-1	423-9469
貝塚市役所 障害福祉課	貝塚市畠中1-10-1	423-2151
泉佐野市役所 地域調整推進課(H31.4~) 障害福祉総務課(~H31.3)	泉佐野市市場東1-295-3	463-1212
熊取町役場 福祉課	熊取町野田1-1-1	452-1001

〈基幹相談支援センター〉

岸和田市障害者基幹相談支援センター (岸和田市役所障害者支援課内)	岸和田市岸城町7-1	447-6078
貝塚市障害者基幹相談支援センター	貝塚市畠中1-18-8	488-7770
泉佐野市・田尻町 基幹相談支援センターあいと	泉佐野市中庄1102 社会福祉センター1階	464-3830

- ・いろいろな相談の窓口…障がい福祉サービスのこと、生活やお金の悩みごとなどの相談ができます。
- ・地域生活の応援…障がいのある方が地域で生活するために必要な情報を提供します。
- ・障がい者の権利を守ります…障がいのある方の権利が守られるように相談ができ、虐待防止や成年後見制度利用の支援を行います。

☆日常生活支援、子育てについての相談、療育手帳の申請や更新について(18歳未満)

〈大阪府関係〉

大阪府岸和田子ども家庭センター	岸和田市宮前町7-30	445-3977
-----------------	-------------	----------

☆日常生活支援、子育てについての相談、療育手帳の申請や更新について(18歳以上)

〈大阪府関係〉

障がい者自立相談支援センター	大阪市住吉区大領3-2-36 障がい者医療・リハビリテーション内	06-6692-5263
----------------	----------------------------------	--------------

☆福祉サービスの利用調整や援助などの総合的な相談・支援

〈市町村相談支援機関〉

相談室きしわだ (障がい児・者)	岸和田市土生町2-9-10-103	433-7007
相談センター社協のだ (障がい児・者)	岸和田市野田町1-5-5	437-8854
こどもデイケアいずみ(障がい児・者) (貝塚市障害者生活相談支援センターいずみ)	貝塚市東山2-1-1	421-3000
相談室わらいと (障がい児・者)	熊取町朝代東4-22-12	453-5917
相談支援センターやさか(障がい児・者)	熊取町大久保南3-1380-3	452-7030

〈成年後見制度についての相談機関〉

成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分でない方の権利と財産を守り、支える制度のこと。



- ・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス
- ・通帳や証書類、印鑑等の預かりサービス

大阪後見支援センター あいあいねっと	大阪府中央区谷町7-4-15	06-6764 -7760
居住地(市町村)の社会福祉協議会		
岸和田市社会福祉協議会	岸和田市野田町1-5-5 市立福祉総合センター内	437-8854
貝塚市社会福祉協議会	貝塚市島中1-18-8 保健・福祉合同庁舎内	439-0294
泉佐野市社会福祉協議会	泉佐野市中庄1102 市立社会福祉センター内	464-2259
熊取町社会福祉協議会	熊取町野田1-1-8 熊取ふれあいセンター内	452-6001

(8)障害基礎年金はどのように申請するのでしょうか？

20歳になると、障害基礎年金の申請ができます。20歳の誕生日を迎えられたらさっそく、市町村の国民年金担当の方にお伺いください。(3か月以内の申請ならば誕生日にさかもどって支給されます。3か月以降でしたら申請した時からです。)

詳しくは国民年金担当へお尋ねください。

等級	年金額	支給月
1級	月額約8万円	2,4,6,8,10,12月の6回
2級	月額約6万円	2,4,6,8,10,12月の6回

子の加算額は、第1子および第2子については、一人につき年額役20万円で、第3子以降については、一人につき年額7万円です。

年金の申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・年金手帳</li> <li>・所定の診断書と申立て書</li> <li>・戸籍謄本</li> <li>・住民票世帯全部写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳および身体障害者手帳 (取得者のみ)</li> <li>・その他にも必要な書類がありますので、詳しくは国民年金課の窓口までお問い合わせください。</li> </ul>
年金の申請場所	居住地の市役所、町役場の国民年金課	

H30.4 日本年金機構ホームページより

#### 4 高等部卒業後の支援について(アフターケアの取り組み)

卒業生に対しての相談支援を行っています。佐野支援学校本校・砂川校の卒業生と保護者が校友会に属します。砂川校は泉南支援学校になりましたが、卒業後の支援について協力して取り組んでいきます。

##### (1)進路先への移行支援について

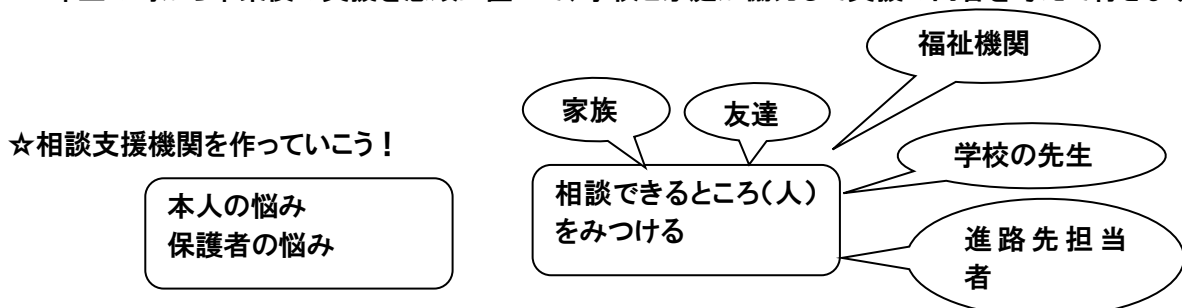
☆卒業後の進路先へのスムーズな移行をねらいとして、ひとりひとりの支援に応じた内容を進路先に伝えています。

**「進路先への移行支援の方法」**

- ・個別の教育支援計画をもとに支援内容を具体的に伝えていきます。
- ・進路先を訪問し、引き継ぎ会をします。(進路先が学校に来る場合もあります。)
- ・在学中から地域での相談支援機関を作っていきます。
- ・移行支援の内容は保護者と一緒に考えていきます。



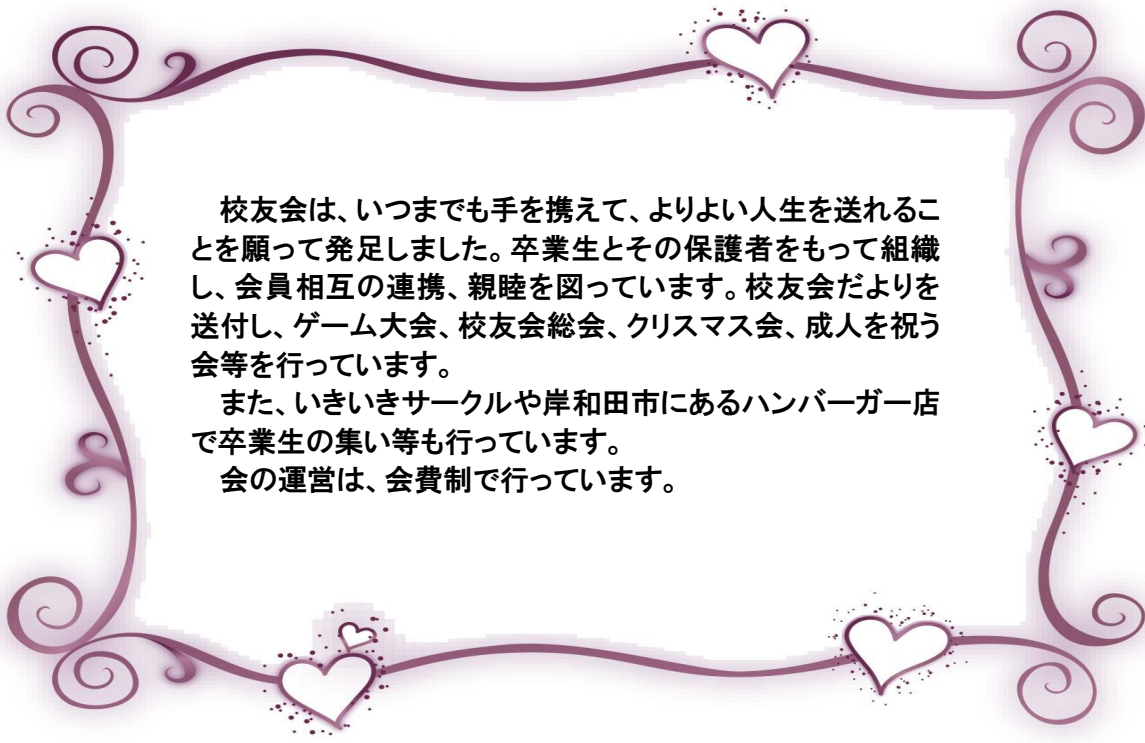
☆進路先への移行支援の内容は、高等部3年生の2学期から具体的に作成していきますが、高等部1、2年生の時から卒業後の支援を念頭に置いて、学校と家庭が協力して支援の内容を考えて行きます。



## (2)卒業生の支援について

	支援内容
新規卒業生の移行支援	卒業後の進路先に出向いて、本人の様子や移行期の引き継ぎ、支援内容についての話をします。
職場定着支援	再就職をした卒業生を対象に、職場に定着するまでの間の支援を行います。必要に応じて、ジョブコーチの派遣も依頼しています。
日常生活支援	日常生活全般についての相談を受けています。必要に応じて、地域生活支援センター、地域相談支援事業所、市町障害福祉課等と連携した支援を行っています。
余暇活動の支援	校友会活動に対する支援

## (3)校友会について



校友会は、いつまでも手を携えて、よりよい人生を送れることを願って発足しました。卒業生とその保護者をもって組織し、会員相互の連携、親睦を図っています。校友会だよりを送付し、ゲーム大会、校友会総会、クリスマス会、成人を祝う会等を行っています。

また、いきいきサークルや岸和田市にあるハンバーガー店で卒業生の集い等も行っています。

会の運営は、会費制で行っています。

進路のてびきの作成については、下記の資料を参考にしました。

- ・大阪府福祉のてびき(平成30年度版)…大阪府福祉部障がい福祉室発行
- ・年金について(平成30年4月更新)…日本年金機構